

第2回世羅町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年2月25日(木) 13時30分から

2. 開催場所 世羅町役場 2階 第1・第2会議室

3. 出席委員 12人

会長 1番 内海 武博

会長職務代理者 2番 作田 博 3番 折元 文則

4番 上野 悟 6番 夏見 弘則 7番 得納 逸二

8番 宮丸 和也 9番 鈴木 義昭 10番 荻田 光

12番 吉儀 良弘 13番 桜井 陽子 14番 島津 健治

農地利用最適化推進委員

4. 欠席委員 5番 安井 弘之 11番 岡田 典子

5. 議事録署名委員の指名 4番 上野 悟 6番 夏見 弘則

6. 議事日程

第1 付議事項

議案第 7号 農地法第3条の規定による許可申請について(3件5筆)

議案第 8号 農地法第4条の規定による許可申請について(1件1筆)

議案第 9号 農地法第3条の規定による許可申請の取消しについて(1件3筆)

議案第10号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について(利用権設定)

議案第11号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案について(利用権設定)

第2 協議事項

(1) 令和3年度世羅町農業委員会事業計画(案)について

(2) 令和3年度農作業標準料金(案)について

第3 報告事項

(1) 農地法第18条第6項の規定による通知について

(2) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

(3) 農地法第5条の規定による意見聴取について(回答)

(4) 農地改良届出について

(5) 農業相談について

第4 連絡事項

(1) 今後の日程

7. 出席農業委員会事務局職員 事務局長 大原幸浩・係長 飯塚安生・主査 澤井唯華

8. 委員・事務局職員以外の出席者 なし

9. 傍聴者 なし

10. 会議内容(議長 1番 内海 武博)

(開会)

13時30分

事務局 はい、それでは皆さん定刻となりましたので只今から総会の方、開会したいと思います。総会の前に、注意事項をお知らせします。総会中は携帯電話の電

源を切るか、マナーモードにお願いをいたします。また、総会中、席を立たれるときは、議長の了解を得て退席をお願いいたします。それでは開会にあたりまして会長の方からご挨拶をお願いいたします。

会長

こんにちは。まず、始める前に2点ほど報告があります。1点は、農地利用最適化推進委員の黒木和昭さんが昨晚お亡くなりになりました。哀悼の意を表したいと思います。もう1点は、岡田典子委員さんから、町長宛てに辞任の意思表示がございました。これにつきましては、3月の総会の議題として皆様にお諮りをするという運びになります。と言うような事2点をまず持って報告しておきます。

それではお手元に資料2枚ほどお配りしております。まず小さいA4の方、これは、昨年8月総会の時に、所有者が確知できない農地を機構を通して借りたときに、賃借料は国に入るという話がありましたが、2月20日の読売新聞「土地相続登記義務化」「所有者不明地発生を予防」という記事を見ましたのでお持ちしました。所有者不明対策国有化制度も言う事で法制審の答申がなされているということでございます。内容的には、要綱では、土地の所有者の死亡後、相続人が土地の取得を知った日から3年以内に相続登記を申請することを義務付けた。と言うふうになります。また、一方、土地を国有化する制度を創設。権利関係に争いがない事や土壌汚染がないことなどを条件に、法務局が認めれば、10年分の土地管理費に相当する金額を納付することで、所有権を放棄することが出来る。と言う様なことが書いてありました。また、全国の土地の約20%が所有者不明となっていると。2016年には不明土地は、九州より広い約410万haに上った。40年には約720万haまで増えると推計されているんだということが書いてあります。要綱に盛りこまれた新制度は、相続登記や住所変更の申請を義務付け、正当な理由なく登記を怠った場合には過料を科すことをできるようにしたのが最大の特徴である。と言うふうに書いてます。ずさんな土地管理への対策も盛り込んだ。隣接地から飛び出している木の枝を切りたい場合、現行規定では所有者に依頼する必要があるが、土地所有者が不明の場合、自ら枝を切ることが出来る仕組みを整備する。とあります。このような事を、国の方も真剣に考えていっているんだなと言うふうな事が書かれていましたのでお持ちしています。それから、もう一枚、A3サイズの方見ていただくと、かねてから太陽光については色々なトラブルがあるんで、心配でかなわない、と言う話をお聞きしましたけれども、条例を結構作っている自治体があるんですね。少なくとも138の自治体、兵庫県、和歌山県、岡山県の3県と、全国135市町村で太陽光発電施設の設置を規制する条例が制定されたとあります。また、広島県の中の市町村、県自体はしてないようですので、市町村でどこがされているのか、ちょっと分かりませんが、こう言うふうな事が書いてありました。それから太陽光条例で対立防止と言うようなこと、規模規制、説明を義務付けるんだと言うふうな事、それから廃棄費用積み立て、と言うような事を書いてあります。太陽光パネルの寿命は20年から30年程度とされ、事業終了後の放置や不法投棄は、自治体の悩みの種であると、

これは何も自治体に限らず、今まで案件的に出てきました農地を貸しておられるところ、これについても同じ様な事が懸念されるのではなからうかなと言う様な気がします。そのような事を踏まえて、この記事で行きますと、大きな平米数、大規模な所について書いてありますけれども、これは何も、大規模な事だけではなくて、我々の身近な所にもこう言った問題が隠れているんだろう、と言うふうに推測する訳でございます。と言う様なことを踏まえて、やはり我々としても精査、勉強をしながら町に対して、条例を出来れば作って頂けるように働きかけをして行きたいなと言うふうに思う訳でございます。

議長 それでは第 2 回農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は 12 人、欠席の報告が 5 番安井委員さん、11 番の岡田委員さんがありました。世羅町農業委員会会議規則第 6 条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので総会は成立をいたします。本日の総会の議事録署名は、4 番上野 悟委員さん、6 番夏見 弘則委員さんをお願いをします。

(報告事項)

議長 付議事項に入る前に、他の権利設定の関係から「報告事項(1) 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」事務局の報告を求めます。

事務局 はい、それでは、議案集 28 ページをお開きください。「報告事項(1) 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」合意解約の届け出の報告です。1 件目、■■■さんと■■■さんの件につきましては、機構を通した契約にやり替えるということで合意解約、■■■さん、■■■さんの件につきましては、契約期間の変更のために一度解約を出されたものであります。続いて■■■さん、■■■さんの案件ですが、後でまた出ますが、売買の為の解約、続いて■■■さんと機構の件につきましては、こちらも契約期間の変更ということで、機構通しての貸付のやり替えということで合意解約が出されました。続いて■■■さんと■■■さん、当面は自分で耕作ですが、後でまた、転用の予定もあるようで、解約が出されております。先ほどの■■■さんの絡みで、■■■さんと機構の件、こちらも同じく、契約期間の変更ということで、機構通しての貸付の手続きのやり替えということです。それから■■■さんと担い手育成協議会の件ですが、こちらの方は、他へ耕作依頼ということですが、まだ、あて先は未定ですが、■■■を脱退されたということでの解約と言う事になっております。最後、■■■さんと機構の件、売買予定ということで解約をされたものでございます。報告については以上です。

(議案第 7 号)

議長 はい、それでは、議案第 7 号農地法第 3 条の規定による許可申請について(3 件 5 筆)を議題とします。新型コロナ対応のため、推進委員さんは 1 名のみ入室して頂き、事務局の説明及び推進委員からの報告を受け、案件ごとに質疑応答まで行いたいと思います。また待機場所が密となるため、報告が終わられました推進委員はお帰り頂くこととしますのでよろしく申し上げます。

(議案第 7 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の内容)

譲受人	譲渡人	理由(渡・受人)	現地調査委員	現況地目	地籍
■■■■	■■■■	(渡)農業経営者がいないため。 (受)継続して農業を行うため。	原田・黒木和・黒木清	田2筆	5,689㎡
■■■■	■■■■	(渡)農業経営者がいないため。 (受)管理しやすい場所のため。	湯川・茶谷・是竹	畑1筆	248㎡
■■■■	■■■■	(渡)農業経営者がいないため。 (受)居住地から近く管理しやすいため。	相良・稲田・下原	田2筆	2,839㎡

議長 それでは、報告をして頂く推進委員の入室をお願いいたします。(推進委員入室)

議長 はい、それでは事務局の説明を求めます。

事務局 はい、それでは、議案集の1ページ、議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」です。(1件目について議案集により朗読説明。譲渡人、譲受人は親戚関係。)

議長 はい、1件目について黒木清毅委員より報告をお願いします。

黒木清委員 はい、失礼します。2月22日に申請人の■■■さんと原田安雄委員と2人で8時半から確認をしたわけですが、何ら問題は無いと言うふうに思います。先ほど事務局からもありましたように親戚関係でございますし、別に問題はありませぬ。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑、意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑はないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。(推進委員退席)

議長 次の件の報告をして頂く推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 はい、それでは事務局の説明を求めます。

事務局 はい、それでは2件目の説明をいたします。(議案集により朗読説明。譲受人の後継者が取得する農地の近くに住んでいる。)

議長 はい、2件目について湯川委員さんより報告をお願いします。

湯川委員 はい、議案第7号の農地法3条の規定によりまして、受け人は、世羅町大字■■■■さん、譲り人が世羅町大字■■■■さん、該当の農地は世羅町■■■■の■■■■というところにありまして、■■■■より西へ100mぐらいの所へアパートが建っているんですが、その前側、南側の一角でございます。面積は248㎡、登記は田でしようが状態は畑となって畑として使用しておられました。きれいに草刈もして、管理は行き届いていました。現地確認は2月20日(土)朝方、茶谷委員さん、是竹委員さん、それと私3人で行いました。別に問題は無いと思います。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑、意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。（推進委員退席）

議長 次の件の報告をして頂く推進委員の入室をお願いします。（推進委員入室）

議長 それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 はい、続けて3件目です。（3件目について議案集により朗読説明。）

議長 はい、3件目について相良委員さんより報告をお願いします。

相良委員 はい、相良と申します。よろしくお願ひいたします。2月15日（月）昼過ぎから、稲田委員さん、下原委員さんと3名にて現地確認をしました。申請地については、譲受人の■■■■さんの自宅の前方にありますので、立地条件も良く、また、譲り渡し人の■■■■さんは本家になりますので、本家から分家への譲渡になります。本家は■■■■に出られて世代交代がされ、1月に相続登記をもされました。本家から分家と言う様な譲渡になりますので、問題の無い案件だと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑、意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので、推進委員の方は、ご退席ください。ありがとうございました。（推進委員退席）

議長 それでは、採決いたします。申請どおり許可として取り扱う事に賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）

議長 はい、ありがとうございます。全員挙手により、申請どおり許可するものとして、取り扱います。有難うございました。

（議案第8号）

議長 続いて議案第8号「農地法第4条の規定による許可申請について」1件1筆を議題といたします。

（議案第8号農地法第4条の規定による許可申請内容）

申請人	台帳地目等	転用目的等	現地調査委員	現況・種別等
■■■■	畑 70㎡	墓地	行吉・勝見・黒木啓	第2種農地 農用地区域外

議長 報告をして頂く推進委員の入室をお願いします。（推進委員入室）

議長 はい、それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案集16ページをご覧ください。議案第8号「農地法第4条の規定による許可申請について」です。1件目です。（議案集により朗読説明。）

議長 はい。続いて現地調査をして頂きました、推進委員の報告を案件ごとに受けたいと思います。1件目について黒木啓之委員より報告をお願いします。

黒木啓委員 はい、2月21日（日）16時過ぎに、行吉委員、それから勝見委員と共に現地の確認を行っております。申請人の方のすぐ裏の畑地ということで、石垣それから水路等きちんと整備されておまして、土砂の流失、それから排水等の問題も無しということで判断をさせて頂きました。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明・現地調査委員からの報

告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 質疑がないので、推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。
(推進委員退席)

議長 それでは、採決いたします。申請通り許可として取り扱う事に賛成の方は、
挙手をお願いします。(挙手全員)

議長 はい、ありがとうございました。全員挙手により、申請どおり許可するもの
として取り扱います。

(議案第9号)

議長 続きまして議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請の取消しにつ
いて」(1件3筆)を議題とします。

(議案第9号農地法第3条の規定による許可申請の取消しについて)の内容)

譲受人	譲渡人	当該農地	地目・面積	議案	取消し理由
■■■■	■■■■	■■字■■ ■■■■他2筆	田3筆 2,992㎡	令和2年第12回総会 議案第69号 審議結果 許可	双方の都合によ り、売買契約を解 除したため

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 議案集25ページをご覧ください。議案第9号農地法第3条の規定による許
可申請の取消しについてです。(議案集により朗読説明。)

議長 事務局からの説明おわかりました。質疑、意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 それでは、採決いたします。申請通り許可を取り消すものとしてとして取り
扱う事に賛成の方は、挙手をお願いします。(挙手全員)

議長 はい、ありがとうございました。全員挙手により、申請どおり許可を取り消
すものとして取り扱います。有難うございました。

(議案第10号・第11号)

議長 議案第10号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用
地利用集積計画について(利用権設定)」及び議案第11号「農地中間管理事
業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に
ついて(利用権設定)」は、関連がありますので一括して議題といたします。こ
の議案はそれぞれ世羅町長より諮問されており、農業委員会の意見を求められ
ております。事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。それでは、別冊議案第10号「農用地利用集積計画の作成に
ついて(利用権設定)」について説明します。

(以下、1期間・2新規再設定・3貸借手数・4地目別について、農用地利
用集積計画の集計を朗読説明)。

甲山地区 56筆 80,453㎡、世羅地区 11筆 9,360㎡、

世羅西地区 5筆 8,094㎡、合計 72筆 97,907㎡

(田 71筆 96,879㎡ 畑 1筆 1,028㎡)12月末の期間満了に
よる更新が多くを占めている。

続いて別冊議案第11号農用地利用配分計画案の作成について（諮問）3ページをお開きください。こちら、青近の3筆ですが農地中間管理機構の広島県森林整備・農業振興財団から、認定新規就農者になる仁科蒼太さんへ配分する計画が出されております。説明については以上です。

議長 はい、事務局からの説明が終わりました。質疑・応答はありませんか。
議長 ありませんか。
議長 原案が適当であると答申するものとして取り扱いますがよろしいでしょうか。

議長 採決をとります。賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）

議長 はい、全員挙手により、原案が適当であると世羅町長に答申するものとして取り扱います。有り難うございました。

議長 本日の議案は、全てご審議頂きましたので、ここで協議事項に移らせていただきます。併せて議長も交代いたします。よろしくをお願いします。

（議長交代・折元副会長が進行）

13時58分

（協議事項）

議長 それでは協議事項（1）令和3年度世羅町農業委員会事業計画（案）について事務局の説明を求めます。

事務局 はい。議案集の26ページをご覧ください。協議事項（1）令和3年度世羅町農業委員会事業計画（案）として出させてもらっております。（以下、令和3年度世羅町農業委員会事業計画（案）を朗読説明。4月から来年の3月までの総会、農業相談、役員会の日程。総会は、毎月25日（25日が土・日の場合は、後ろの日。12月は早めで22日。農業相談は、第1水曜。祝日の場合は、第2水曜。担当委員の配分は、仮で決めている。13地区に自治センターがあることから4月は2回開催。当面コロナ対応で開催方法・実施について調整する。役員会は、毎月10日前後で実施。）

定例・臨時総会等				農業相談		農業委員会 役員会
月	月日	会場	主な協議事項等	月日	会場 委員	
4月	4/26	役場南館 (3階)	農業委員会活動の点検・評価 農林関係税制改正要望（広島 県農業会議）	4/7	甲山自治センター 内海委員・宮丸委員	4/9
				4/14	山福田自治センター 折元委員・荻田委員	
5月	5/25	役場南館 (3階)	※利用状況調査 (農地パトロール)	5/12	宇津戸自治センター 作田委員・鈴木委員	5/13
6月	6/25	役場南館 (3階)		6/2	津久志自治センター 上野委員・吉儀委員	6/10
7月	7/26	役場南館 (3階)	農業振興地域計画変更（意見聴取）	7/7	小国自治センター	7/12
					安井委員・島津委員	

8月	8/25	役場南館 (3階)		8/4	中央自治センター 夏見委員・桜井委員	8/10
9月	9/27	役場南館 (3階)		9/1	西大田自治センター 得納委員・作田委員	9/10
10月	10/25	役場南館 (3階)	※利用権の更新について	10/6	津名自治センター 宮丸委員・折元委員	10/11
11月	11/25	役場南館 (3階)	農業振興地域計画変更 (意見聴取)	11/10	大田自治センター 鈴木委員・上野委員	11/9
12月	12/22	役場南館 (3階)	農地利用集積計画作成	12/1	大見自治センター 荻田委員・安井委員	12/8
1月	1/25	役場南館 (3階)		1/5	伊尾自治センター 吉儀委員・夏見委員	1/11
2月	2/25	役場南館 (3階)	農業委員会事業計画について 農作業標準料金について	2/2	東自治センター 桜井委員・得納委員	2/10
3月	3/25	役場南館 (3階)	農業振興地域計画変更 (意見聴取)	3/2	黒川自治センター 島津委員・内海委員	3/10

※の印は農地利用最適化委員の予定

議長
議長
議長
議長
議長

事務局からの説明が終わりました。何か質疑・意見はありませんか。
 それでは、原案通りとして取り扱いますがよろしいでしょうか。
 はい、採決をとります。賛成の方は挙手をお願いいたします。(全員挙手)
 はい、全員挙手により、案が成立しました。

事務局

それでは協議事項(2)令和3年度農作業標準料金(案)について事務局の説明を求めます。

はい。議案集の27ページをご覧ください。令和3年度農作業標準料金(案)の説明をさせていただきます。毎年、農業委員会の方で農作業の標準料金の案を作成して提示をさせてもらう様にしておりますが、金額的な所におきましては今年度と変わっておりません。いつも調整をかけさせてもらっているのが、草刈り作業の所の金額をですね、シルバー人材センターの草刈単価とあまり相違がないような形に設定させてもらっておりますが、そちらの方もあまり動きがなかったため、今年度と同様な金額の設定とさせてもらっております。あと、ヘリコプターまたはドローン等使った防除等も色々行なわれていますが、そういった物につきましても、協議の上設定してくださいということ去年から入れさせてもらっておりますが、同じように今回も入れております。事務局からの説明は以上となります。

議長
議長
議長
議長

はい、事務局からの説明が終わりました。何か質疑・意見はありませんか。
 ございませんか。
 それでは、原案通りとして取り扱いますがよろしいでしょうか。
 はい、採決いたします。賛成の方は挙手をお願いいたします。(全員挙手)

議長 はい、全員挙手により、案が成立しました。

(報告事項)

議長 それでは、報告事項(1)については冒頭に報告がありましたので、報告事項(2)農地法第3条の3第1項の規定による届出について事務局の報告を求めます。

事務局 はい、30、31ページをご覧ください。報告事項(2)農地法第3条の3第1項の規定による届出について、いわゆる相続の届け出について説明いたします。1件目■■■■さん、農地につきましては■■■■の2筆、■■■■さんから相続されたということで届け出がされました。2件目、■■■■の■■■■さん、■■■■の全部で11筆、9,577㎡■■■■様より相続されたと言う事で届け出がされております。それから31ページの3件目、■■■■の■■■■さんの件につきましては、■■■■の全部で17筆、15,270㎡を■■■■様より相続されたということで手続きをされております。報告事項につきましては以上です。

議長 次に、報告事項(3)農地法第5条の規定による意見聴取について(回答)事務局より報告を求めます。

事務局 はい、32ページをご覧ください。報告事項(3)農地法第5条の規定による意見聴取について(回答)ということで、こちら12月の総会で承認をされました5条の手続きで■■■■、それから■■■■の転用案件について県の農業会議の方へ意見聴取したところ、許可されることに異議はありませんと言うふうに回答がありましたので報告をさせていただきます。以上でございます。

議長 それでは、報告事項(4)農地改良届出について事務局より報告を求めます。

事務局 はい、33ページからご覧ください。報告事項(4)農地改良届出についてです。届出者は■■■■の■■■■さんです。農地につきましては、■■■■■■■■と■■■■の2筆を基盤整備し、一枚の田に整備するという事で届け出がされております。位置図、それから被害防除措置計画書とそれから工事断面等を36ページのとこまで書いておりますのでご覧ください。説明につきましては以上です。

議長 それでは、報告事項(5)農業相談について事務局より報告を求めます。

事務局 はい、37ページをご覧ください。報告事項(5)農業相談関係の報告です。2月の3日に東自治センターで予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症対策の為、今回は中止とさせて頂いております。以上です。

議長 事務局からの説明が終わりました。何か質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

(連絡事項)

議長 それでは、連絡事項(1)「今後の日程」について、事務局から連絡をお願いします。

事務局 はい、それでは、最後のページ、38ページをご覧ください。

(連絡事項(1)今後の日程について内容)

月 日	内 容	場 所	出席予定者	備 考
3月3日	農業相談	黒川自治センター	吉儀委員・島津委員	中止
3月10日	世羅町農業委員会役員会	世羅町役場南館2階	役員全員	9:30
3月11日	農業委員会会長・事務局長等 会議（オンライン会議）	世羅町役場南館1階 打ち合わせ室	内海会長	13:30
3月22日	広島県農業会議第113回 総会	ひろしま国際ホテル 3階会議室	内海会長	13:30
3月25日	第3回世羅町農業委員会総会	世羅町役場南館 3階会議室2	委員全員	13:30

(以下、議案集により朗読説明) 以上です。

議長
事務局
議長
議長
1番

はい、その他で事務局から何か連絡がございますか。

ありません。

それでは委員さんの方から何か連絡する事があるでしょうか。

はい。1番委員。

あの、勉強会についてですけど、3月には、作田副会長から今までの経験の中での話をということとして頂きます。4月には新しい年度となりますので、町長に来て頂くようにお願いしようと思っておりますので、皆さん方、質問等々あれば考えてみて頂ければと思います。それ以降につきましては順次、経験の長い方の経験談、ということをお願いしたいと思っております。それ以外にですね、地区の最適化会員さん、全員で集まる事が出来ませんので、何名かずつ来て頂いて、その置かれている地区で、問題等あればここで話をして頂く、そういったような勉強会を実施して行きたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。それともう1点、岡田委員さんから辞職届が町長宛てに出しておりますが、その後の流れについて少し事務局から説明をして頂ければと思います。3月25日にここで議決をする、議案として出して行く。その後、どういうふうに流れていくかと言うことを少し話をしておいて頂ければと思います。

事務局

岡田委員さんの件につきましては、町長から任命されていると言う事もありましたので、町長の方へ辞任の届が出たということになっております。法律の規定に基づきまして、町長は、農業委員会の意見も聞いてということでありますので、農業委員会総会の方で議案として諮って、どのようにするかを確認して頂いて、それをまた町長の方へ答申するという事で、そこで辞任が正式に決定すると言う流れになります。3月の終わりでそうなりますので、4月になって直ぐにですね、次の委員さんの公募をまた1か月かけて行う予定でおります。その後、応募があれば、6月の定例会の方で、町長の方が提案をされて任命同意ということで、7月1日スタートぐらいな感じで考えてはおります。詳しい内容につきましては、また来月の総会の時にきちんと書いた物を準備して提出する予定でおりますので、ご協力よろしく願いいたします。よろしいですかね。

それから冒頭にもありました様に、東地区の黒木和昭さん、推進委員さんが亡

くなられたということで、こちらにつきましても、同じようなスケジュールで、4月から募集をかけさせてもらうと言うような形です。こちらの方は、農業委員会の総会の方で諮って決定と言う形になりますので、スタートは農業委員さんの方とは違うようになると思います。これも併せて流れとかについても説明の方はさせて頂くようになります。よろしくお願いいたします。

- 1番 議長 はい、ありがとうございました。
- 4番 事務局 はい、他に何かございますでしょうか。
- 4番 事務局 任期はちなみに前任者の任期なんですか。残任期間。
- 4番 事務局 その通りです。
- 4番 事務局 立候補、推薦いう順番になるんですか。
- 4番 事務局 順番とかではなく、1名出て頂けば、その方を基本的には審査してOKであればその方が、町長が任命、議会の方へ選任同意をされると言う形。最適化推進委員さんは、東地区の方でと言うのでお願いする様になります。こちらの方も任期は令和5年度の7月19日までと言う形になります。スタートは違うことはありますが。
- 4番 事務局 農業委員さんもやっぱり地元が良いですか。
- 1番 議長 いや、それはいいです。町内全域になります。
- 4番 事務局 農業委員の場合は地区割がないんですね。
- 4番 事務局 それと議会で可決してもらわんといけんということですね。
- 4番 事務局 あと、立候補とか、推薦の方が複数いらっしゃった場合は、選考委員会と言うのを開くような規定にはなっております。誰を町長が推薦することがいいのかと言うのを選考する会議を設けると言うふうな規定となっておりますので。
- 4番 事務局 それは、だからここのメンバーで。
- 4番 事務局 ここではないです。町の副町長なり、会長なり何人かで選ぶような感じになります。ここのメンバーで選ぶと言うような形にはならないです。
- 4番 事務局 推薦はわたしたちがしても大丈夫なんですね。
- 4番 議長 それは問題ないです。
- 6番 議長 他にございますか。
- 6番 議長 すみません。
- 6番 議長 はい。
- 6番 事務局 中間管理機構、農林整備事業の中に中間管理機構があるということではあるんですが、今回、XXXXXXXXXXさんの合意解約あって、世羅町担い手育成協議会ここが、中間管理機構と同じように土地の斡旋であると言うかそれをされてるようなんですけど、これは、町と県で同じ仕事を持ってやっているんですか。
- 6番 議長 いいですか。
- 6番 事務局 はい。
- 6番 事務局 今の、担い手育成協議会がですね、間に入ってるやり方についてはですね、農地中間管理機構が立ち上がる前までの位置づけだったんです。それで、その時の契約が、担い手育成協議会を通した貸し借りです。機構が出来てから、今の担い手育成協議会が間に入ることはもう無くなりましたので、その分につい

ては担い手育成協議会が間に入った最後くらいの案件となっております。

6番 ということは、期間が終了することによって、もう消滅していくということですか。

事務局 そう言うことですね。この度のは期間が終了する前に解約したいということになります。他のものは期間が終了するまでそのまま行って、次の更新は機構を利用されるなり、相対の利用権設定なりと言う感じになると思います。

6番 それで担い手育成協議会と言うのは、この中にせら産業創造大学というのが成立されているようなんですが主にはそれなんですかね。

事務局 担い手育成協議会と言う団体は、町の方で作っていますけど、町、県、JA、指導所等、団体の寄せ集めでできた団体で、内容的には今の新規就農とか、産業創造大学、整備とか認定農業者とか、農業に関する色々な事の窓口じゃないんですけど、そういう形での組織として位置付けられていますので、農業の総合商社みたいな感じ、世羅町ですね、難しいですがそういう位置付けだと思ってください。具体的な説明がもしあれば、また産業振興課の方にありますので、そちらの方参考にして頂ければと思います。色々な部会がございまして、色々な物が割り振りされて、班、部を作ってやっております。

6番 担い手言うところえ方言うのは、大規模に農業されてる方、それから新規に就農される方、それを包括的にまとめて担い手という解釈なんですか。

事務局 組織の名前の定義はどこを指して言っているのか、今、資料がそこまでないので、申し訳ないんですが。

6番 僕が言いたいのは、この担い手言うのが、どう言う会員の中で構成されているのかちょっと良くわからないので。

事務局 ごめんなさい、担い手育成協議会の、その会の構成員については、先ほども言ったように、町と、農業委員会もそうなんですが、JA、県の指導所、県の農業振興課とかそういった所がまとまって、一緒になって世羅町の担い手の方を支援しましょう、言うようなこうい団体になっております。詳しくは産業振興課の方で確認して頂ければありがたいです。申し訳ない。すみません。

議長 他に何かございますでしょうか。

議長 はい、それでは、これを持ちまして第二回世羅町農業委員会を終了します。本日の会場の片づけは1番委員から7番委員さんまででお願いします。

(閉会)

14時21分